

豊川市監査公表第51号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年2月16日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	野 本 逸 郎

別 紙

監査結果に基づく措置通知書（市民部市民協働国際課）

監査実施期間 平成26年5月12日から  
平成26年6月13日まで

豊川市監査公表第25号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 国際交流協会補助金交付要綱第2条の交付対象及び第3条の補助額が具体的に規定されていないため、改善されたい。</p> <p>また、実績報告では、補助対象としている人件費の執行額は、補助額を上回っているが、職員等の区分ごとでは、執行額が補助額を下回っているケースが見受けられるため、算定方法を見直されたい。</p>	<p>1 左記指摘事項について、要綱に規定されている補助金の交付対象及び補助額を具体的に記載するとともに要綱の改正を行い、平成27年4月1日から施行するよう改善した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成26年11月25日現在のものである。